

指定難病の医療費助成の申請に マイナンバー（個人番号）を記載すると 課税状況確認書類の提出を省略できます！



【マイナンバーを利用した特定医療費支給認定申請について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の規定により、指定難病の申請には、マイナンバーによる課税情報等の情報連携が可能です。

そのため、マイナンバーをご記載いただくと、一部の方を除き所得・課税状況の確認書類の提出を省略することができます。

提出書類を省略して申請される方は、**必要な方全員（裏面をご参照ください）のマイナンバーを申請書へご記載**ください。

なお、当面の間は、**変更届及び変更申請の際はマイナンバーを利用した情報連携はできません**ので、課税状況確認書類の添付をお願いいたします。

1 書類省略が可能な方

以下の要件を**すべて満たす**方が省略できます。

- 加入医療保険が「**市町村国民健康保険（国民健康保険組合を含む）**」、「**後期高齢者医療**」である方、もしくは「**被用者保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険）**」で**市町村民税が課税されている**方
- DV（ドメスティックバイオレンス）や虐待の被害者でない方
- 支給認定基準世帯員（詳しくは裏面参照）の**マイナンバーを正しく記載**している方
- **加入保険に変更のない方**
- **市町村民税の申告を行っている方**

※支給認定世帯員全員分のマイナンバー確認のため、**マイナンバーが記載された住民票の提出**に御協力ください。

2 書類提出省略にあたる注意事項

- 申請書に記載したマイナンバー等の**記載内容に誤り**がある場合、課税状況確認書類の情報が取得できないため、**追加資料をご提出いただく**ことになります。
- また情報照会の結果、**書類省略ができない方**であったことが分かった場合も、**追加資料をご提出いただく**ことになります。
- 情報が取得できなかった場合などは、**追加資料をご提出していただく**ことから事務処理を行います。結果の送付が**通常の場合に比べて遅くなります**ので**記載内容に誤りがないか今一度ご確認**ください。

3 マイナンバーの記載が必要な方

○患者本人と支給認定世帯員全員分のマイナンバーを記載ください。

●支給認定世帯とは

「世帯」の単位は、同じ医療保険に加入している方の範囲になります。

<確認方法>

被用者保険の場合

あなたは被保険者ですか？

はい→ご自身のマイナンバーを記載ください。

いいえ（あなたが被扶養者の場合）

→ご自身+被保険者のマイナンバーを記載ください。

国民健康保険（国民健康保険組合を含む）、 後期高齢者医療制度の場合

同じ住民票

同じ医療保険

自分

夫
や
妻

同居はしているが、
医療保険は違う方

同じ医療保険の方全員分のマイナンバーをご記載ください。

※保険者から発行される「紙の健康保険証」、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお持ちでない方は、保険証の情報を照会するため、マイナンバーを利用する場合があります。